

ノルウェー王国の政治・計画制度 ～National Transport Planを題材に～

柳川篤志



中央復建コンサルタンツ株式会社

オスロ道路庁舎目の前の緑地にて撮影

- ✓ 近年日本においてインフラ投資に関する長期計画が不在となっている中、**ノルウェーには国家交通計画（National Transport Plan）と呼ばれるインフラ計画**がある。
- ✓ このインフラ計画はノルウェー政府の交通省が取りまとめている**白書でありながら、日本とは異なる政治・行政プロセスによって作成**されており、国会システムや公衆参加の観点から日本にとっても非常に参考になるものであると考えられる。
- ✓ 本セッションはNTPを中心にノルウェーの計画制度に関して、2023年度にノルウェー現地調査を行った研究チームの研究成果を発表するものである。



計画年次2022年～2033年のNTP



交通省ヒアリングの様子



ルウェー現地住人へのヒアリング



E39工事現場視察

政府組織

ノルウェー政府組織は、首相官邸と16の省で構成されている。

省庁	
労働・社会的包摂省	気候・環境省
こども・家庭省	地方自治省
デジタル化・行政省	文化・平等省
エネルギー省	教育研究省
財務省	農業・食料省
国防省	通商産業省
医療・介護サービス省	交通省
法務・公安省	外務省

現地ヒアリング

現地ヒアリング

※日本は11の省

出典：<https://www.regjeringen.no/no/dep/id933/>

ノルウェーの概要②

ストーレ(Støre)政権

現在の閣僚は男性10名、女性9名で構成されている。

2021年9月の政権交代となる総選挙は全体投票率は77.2%であった。



出典：<https://www.regjeringen.no/no/om-regjeringa/stoere/regjeringen-store/id2877247/>

情報公開

全ての省の大臣の連絡先が、代表レベルであるが公表されている。

Samferdselsminister Jon-Ivar Nygård (Ap)



Samferdselsminister Jon-Ivar Nygård har ansvar for politikken knyttet til transport av personer og gods og posttjenester.

Tiltrådte: 14.10.2021

Født: 1973

E-post: postmottak@sd.dep.no

Telefon: 22 24 81 01

出典：<https://www.regjeringen.no/no/dep/sd/org/samferdselsminister-jon-ivar-nygard/id2877331/>

※日本の大臣も顔写真は公開されているが、連絡先は代表窓口であっても公開されていない。

National Transport Plan (NTP) について

国家交通計画は「Meld.St」と位置付けられる白書（国会への報告書）である。



Meld.St.とはMelding till Stortingetの略

↓ ↘
melding : 報告 Stortinget : 国会



NTPは政府（主に交通省）で作成された国会への提案書・報告書である。

Proposjon (Prop.)・・・政府が国王会議での決定に関する議案という形で国会に提出し、国会での決定を求める場合に用いられる。

提案L・・・立法決議（法律の変更）を伴う国会への提案

提案S・・・議会決議（予算決議等）の提案を伴う国会への提案

提案LS・・・立法および議会決議の提案を伴う国会への提案

Melding (Meld.)・・・**政府が決定案として提示せずに国会に議題を提示したい場合**に用いられる。
Meldは上記Prop.とは異なる位置づけであるが、国会へ提出された場合、Prop.と同じ処理（国会での審議）がなされる。
国会では専門委員会からの勧告、政党からの提案が審議される。

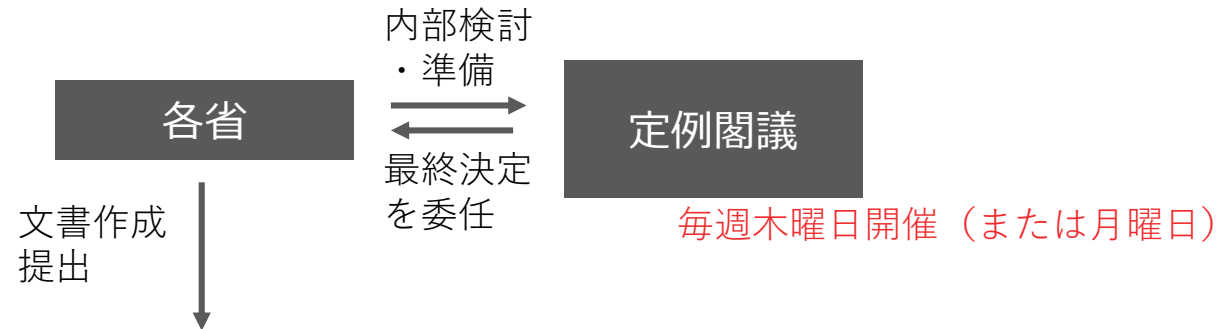
※Prop.とMeld.の違い

Prop.は提案内容そのものと専門委員会からの勧告、政党からの提案の是非が国会で審議・投票される。
一方で、**Meld.は専門委員会の勧告と政党からの提案を審議・投票され、Meld.の内容がブラッシュアップされることが目的として提出される。（∵憲法上、Meld.を国会へ提出する義務はない。）**

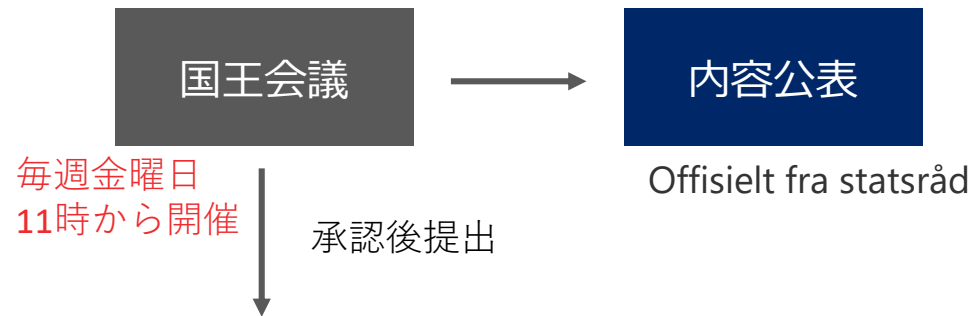
ただし、国会での投票結果については政府は必ず引き受けなければならない。（ガイドライン『政府と国会の関係』§2.10より）

Meld.St.の作成プロセス

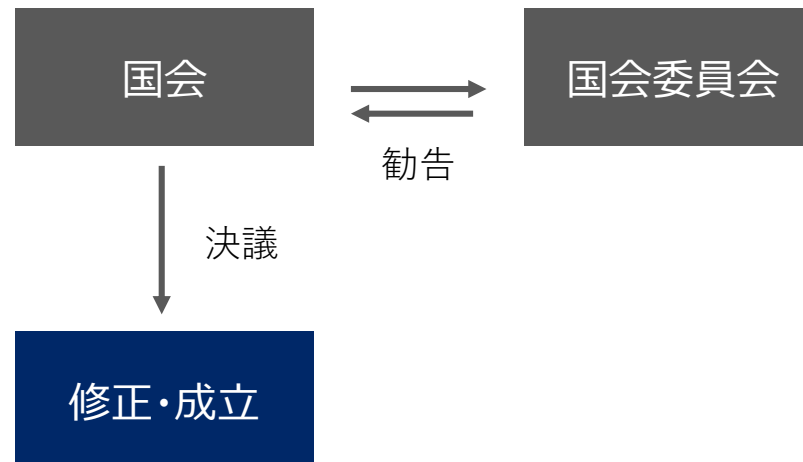
第1ステップ：内部検討、
省意思決定



第2ステップ：政府意思決定
(国王承認)



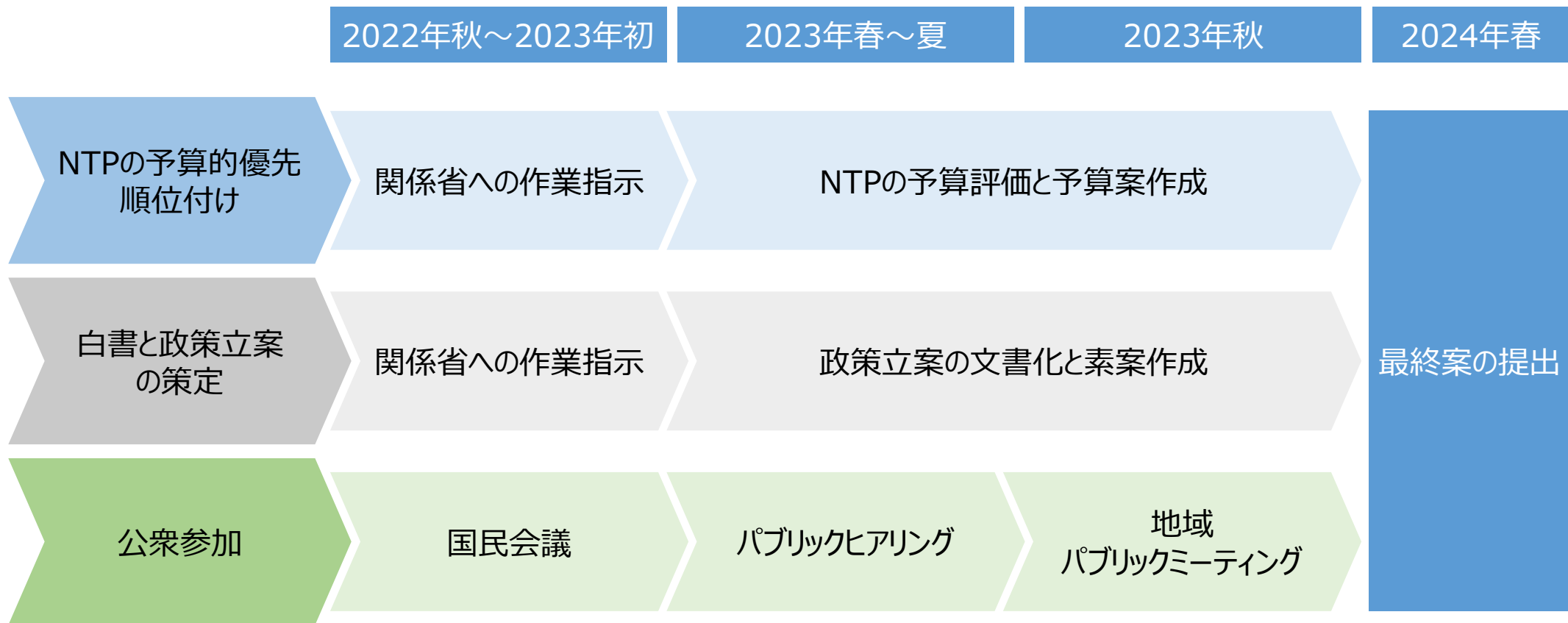
第3ステップ：国会討議



各省での内部検討プロセス

10/23

「NTP2025～2036」が作成されるまでのプロセス（2023年交通省へのヒアリングより作成）



※公衆参加のプロセスに法的な決まりはないが、NTP作成プロセスの初期に政府と省がその方法について協議する。基本的には市民にオープンにされ巻き込みながら議論が進められるようになっている。

閣僚会議(regjeringskonferanse)

閣僚会議（「R会議」とも呼ばれる）について

- ✓ 各省の大臣のみが参加（予算会議と首相の招待による例外あり）
- ✓ 通常、週に一度、重要な政治問題を話し合うために会議を開く。
- ✓ 政府会議は憲法やその他の法律では規定されていない。
- ✓ このような会議で行政上の決定がなされることはない。

政府としての結論

- ✓ 政府会議で出された結論は閣僚メンバーを政治的に拘束する。
- ✓ 会議での決定事項は政府の正式な決定とならない。（正式な決定権は各省庁または国王にある。）
- ✓ ある案件が省によって処理された場合、その決定に責任を負うのはその省の大臣だけとなる。（国王によって処理された場合、政府全体の責任となる）

閣僚会議の主な議題

- ✓ 憲法・法案状の提案
- ✓ 白書
- ✓ 研究調査 など



ガイドライン『R会議について』

ひとことメモ

閣僚会議は首相官邸で昼食時から始めることがガイドラインに記載されている

国王会議(Om Kongen I Statsråd)

12/23

国王会議について

- ✓ 毎週金曜日に王宮にて開かれる**ノルウェーの最高行政機関**である。
(6月、7月の最終週、8月の第1週は夏季休暇で開催されない)
- ✓ 国王会議の出席者は政府閣僚であり、成立には閣僚の半数が参加する必要がある。

国王会議の役割考察

- ✓ **行政権は国王にある** (憲法第3条) ため、政府の決定を国王が承認する形が必要である。
→**国王会議はかなり形式的なものと考えられる。**

【憲法第5条】

国王個人は何があっても責められたり非難されたりすることはない。責任は彼の顧問にある。



ガイドライン『国王会議について』

ひとことメモ

国王会議では、男性はダークスーツにネクタイ、女性はダークな礼服で出席というドレスコードがある。

① 国会委員会での審議

ルウェーの国会には15分野の専門委員会があり、提案の内容に応じてそれぞれの委員会（議員）が審議する。
また委員会の公聴会は通常一般公開され、国会Webサイトにて中継される。
委員会での審議は勧告書（instilling）としてまとめられ、政府または国会議長によって国会本会議へ送られる。



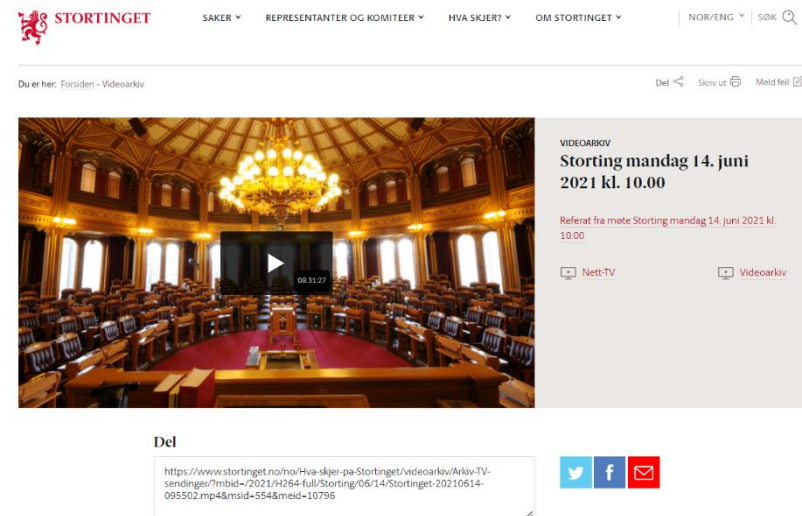
② 国会本会議での審議

勧告書が審議、また党からの提案も含め審議される。
立法以外の案件は国会で扱われ、決定が下される。

※立法案件は複数回審議され、最終的には国王会議にて国王と首相が署名する。



出典：<https://www.stortinget.no/no/Representanter-og-komiteer/Komiteene/Transport--og-kommunikasjonskomiteen/>
(2024年9月30日現在)



出典：<https://www.stortinget.no/no/Hva-skjer-pa-Stortinget/videoarkiv/Arkiv-TV-sendinger/?mbid=2021/H264-full/Storting/06/14/Stortinget-20210614-095502.mp4&msid=554&meid=10796>

NTPの国会動画（2021年6月14日）

Q&A : 政府白書がなぜ国会で審議されるのか？

白書の処理の仕方については「政府と国会との関係」というガイドラインにて示されている。

ガイドライン1.8「Stortingsmeldinger」より抜粋

- 政府が決定を提案することなく国会に案件を提示したい場合、これは国会への報告という形で行われる。
- 原則として、政府には国会に報告書を提出する一般的な憲法上の義務はないが、多くの場合、政治的評価に従って報告書を提出することを選択する。
- 国会への報告（Meld.St.）は、議会決議と同じ規則に従って国会によって処理される。
- 報告書は通常、国会委員会に提出され、国会委員会は勧告書を通じて国会に勧告を行う。勧告は本会議で国会により審議される。

日本における白書

法定白書…閣議において「国会提出案件」として扱われ、国会に提出される。のち一般にも公表される。
非法定白書…各省庁の名において刊行され、閣議に報告・または配布され、閣議で了解を得たのちに公表される。



勧告書は以下の構成が一般的である。

- **サマリー**
- **委員会からのコメント**
扱われている事項に対して、勧告書内にコメントとして記される。すべてのコメントが決定案の基礎づけとなるわけではないが、政府と国民に重要な政治的シグナルとなる。
- **少数派からの提案**
勧告内容は原則、委員会メンバーの過半数が支持しているものであるが、少数派からの指示を得た内容として記される。
- **委員会の勧告**
委員会メンバーの過半数が支持された内容が委員会の勧告となる。
- **“緩やかな”(løse)提案**
少数政党は各委員会に政党の代表者がいるわけではなく、そのため委員会に政党の意見を送ることができない。そのため、審議前に各政党はいわゆる“緩やかな”提案を提出することができる。委員会会議において、勧告による提案と同じ方法で採決される。

計画・建設法

- ノルウェーには**土木計画・建設行為全般**を規定する法律として、**計画・建設法**(plan- og bygningsloven, Planning and Building Act)という法律がある。
- この法律は地方自治省（Ministry of Local Government and Regional Development）が所管している。
- 旧計画・建築法は1985年に制定され、2008年の法改正で現在の法律となった。旧・計画建築法より以前には1965年の建築法、1967年の都市再生法、1971年の海岸および山岳計画、といった法律が計画行為、建築行為を規定する法律となっていた。

特徴

- 計画プロセスにおいて国や県（フィルケ）、市町村（コミューネ）が果たすべき役割を明確に示している。
- 計画における公衆参加（市民参加）についても具体的なプロセスが示されている。

※法律の全文は「LOVDATA」で検索できる。また計画・建設法を解説したガイドラインも発行されている。



領域

- **ルウェー国内全土**（スバルバル諸島含む）と、基線の外側1海里までの海域に適用される。

※スバルバル諸島については「スバルバル環境法」が土地利用などを別途規定している。

例外分野

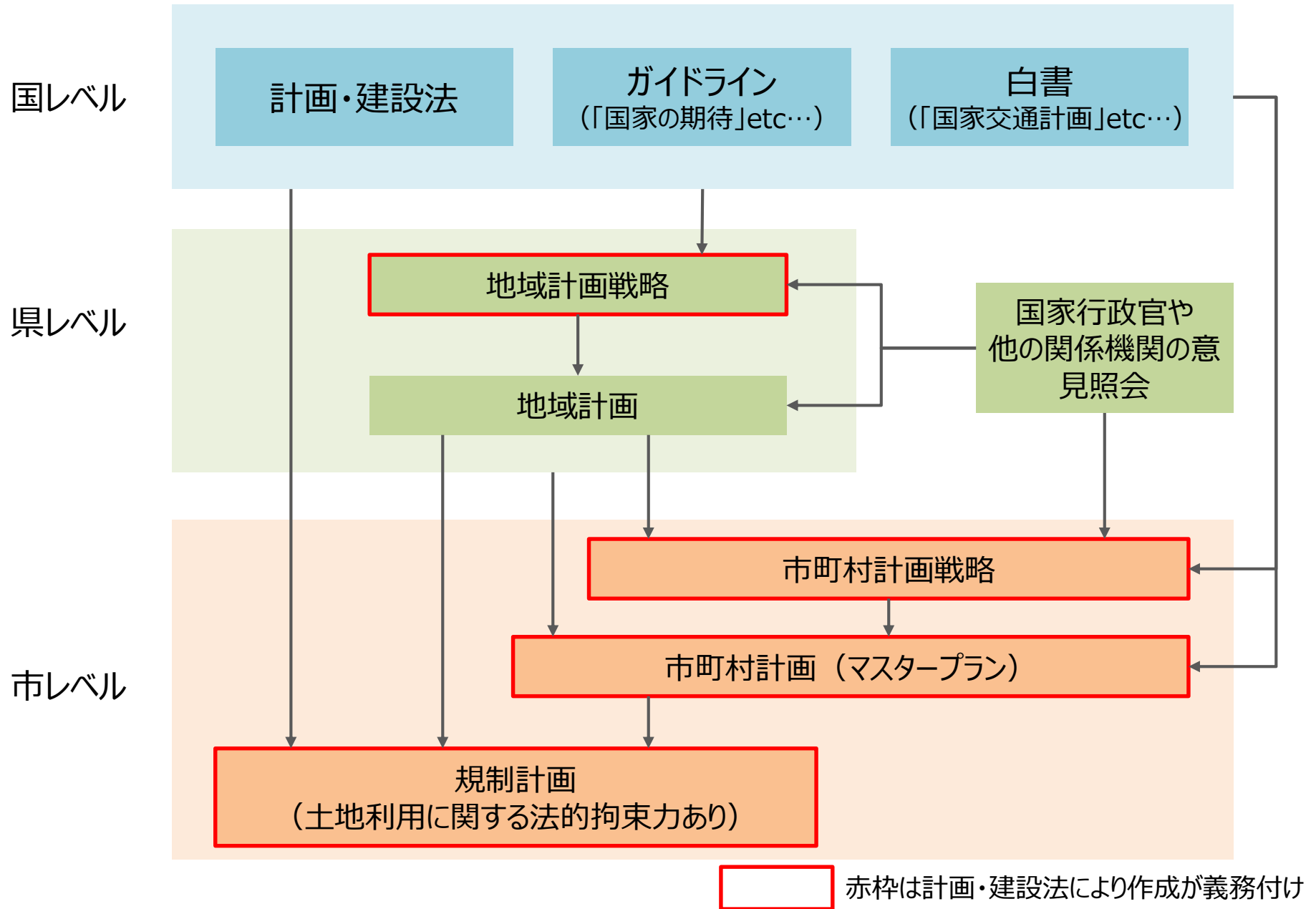
- 海上のパイプライン（陸上は免除されない。）
- 電気エネルギーの送電または変換施設（第2章、第14章のみ適用）

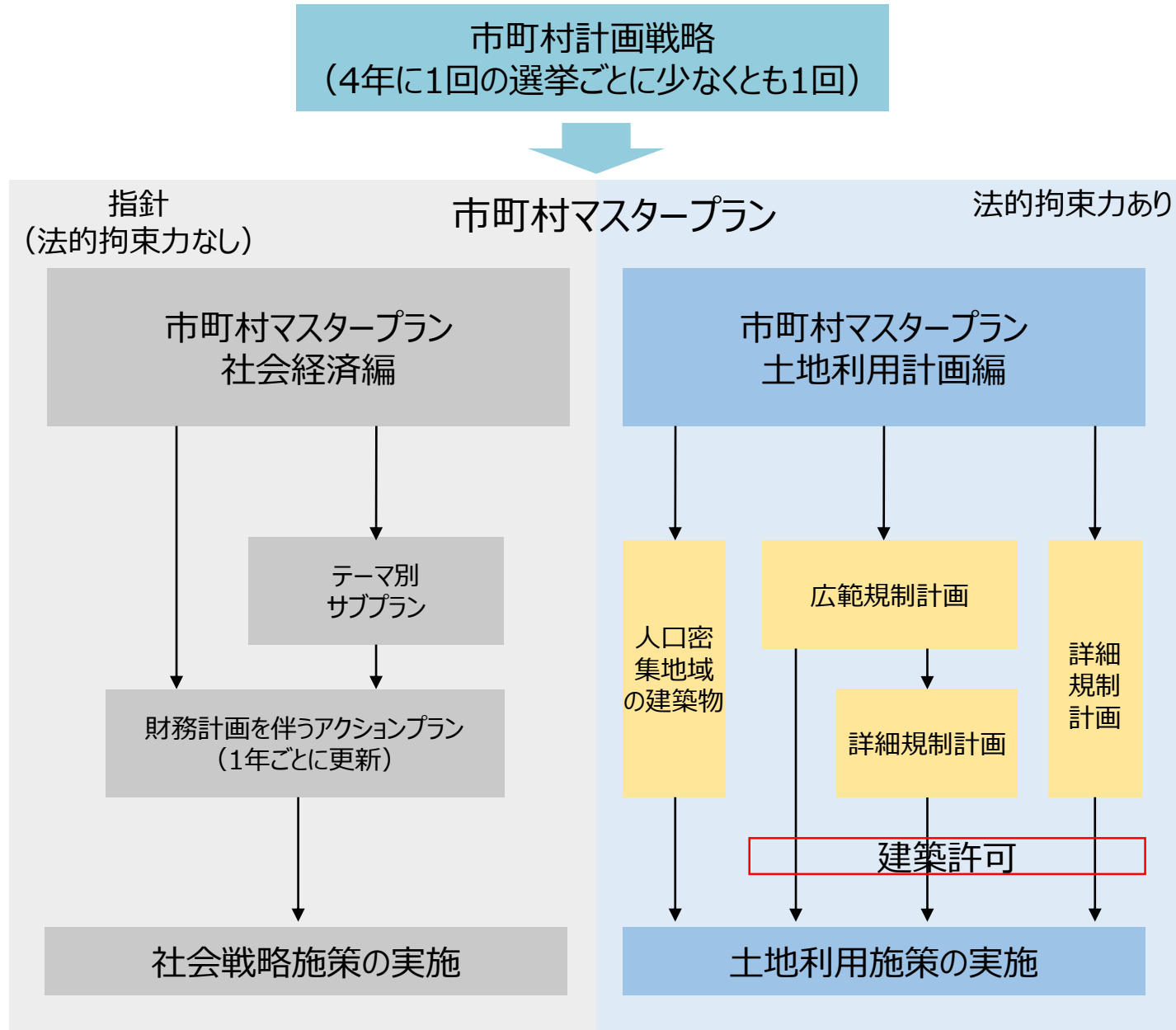
※風力発電所、水力発電所、地域暖房施設は免除されない。

計画・建設法の構成 (計画部分のみ記載)

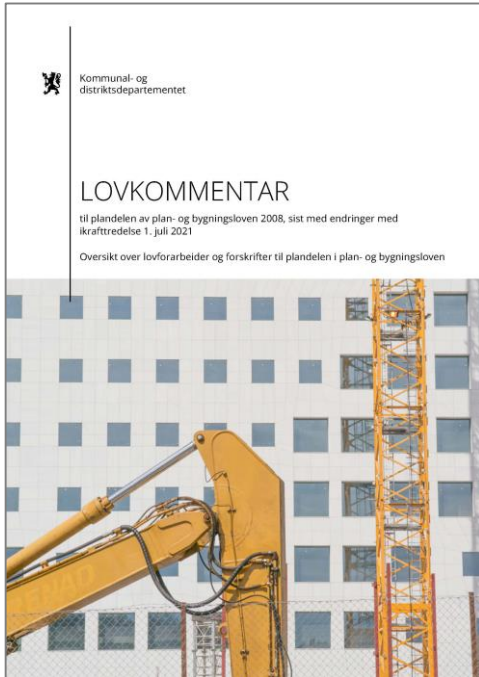
章	章タイトル	概要
1	共通規定	
2	地図、地域情報などの要件	
3	計画における任務の権限	
4	一般的な調査要件	プランプログラムに関しても規定
5	計画における協働 (公衆参加)	公衆参加プロセス他、意見が折り合わない場合の折衝プロセスについても規定
6	国の計画ガイドラインと計画決定 国レベル	国の計画における役割を規定
7	地域計画戦略 県 (フィルケ) レベル	作成の時期や作成プロセスなどを規定
8	地域計画と計画規定	作成の時期や作成プロセスなどを規定
9	市町村間の計画協力	市町村を跨ぐ計画の協力行動を規定
10	市町村計画戦略	作成の時期や作成プロセスなどを規定
11	市町村計画 市町村 (コミューネ) レベル	作成の時期や作成プロセスなどを規定
12	規制計画 レベル	作成の時期や作成プロセスなどを規定
13	措置の一時的な禁止	
14	他の法律に基づく措置や計画の影響評価	
15	償還と補償	

計画体系の概要





国のガイドライン (計画・建設法の解説)



県や市町村が作成する計画、
公衆参加など計画体系全般を法律で規定。

国のガイドライン『国家の期待』



県や市町村が計画を作成する
際に踏襲する必要がある。

→法的枠組み内

『国家交通計画2022-2033』



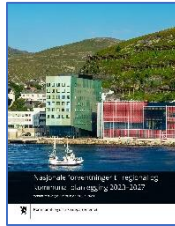
省が作成する国会への報告書
(Meld.St) であり、作成自体に法的義務はないが、自治体・国民に重要な政治的シグナルを与える。

→法的枠組み外

国が発行しているガイドライン

国は様々なガイドラインを発行し、自治体や市民に計画プロセスを示している。

国レベル



『国家の期待』

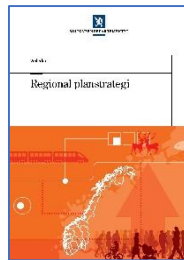


『計画建築法の
計画部分に対する
法的解説』



『計画における
市民参加』

県レベル



『地域計画戦略』

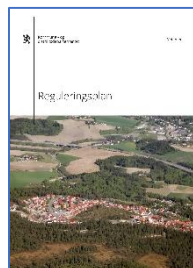
市町村レベル



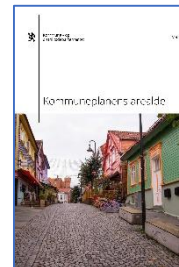
『市町村計画戦略』



『市町村計画のプロセス』



『規制計画』



『市町村計画エリア編』

ノルウェーの政治形態についての所感

- ✓ ノルウェーの政治は一般に民主化度合いが高いと言われているが、**形式的な仕組みは他の先進民主諸国とも大きな違いはない**と思われる。
- ✓ ただ、**形式以上に**議論のプロセスにおいて国民の意見を拾う、少数意見を認めるという**慣習的な行動規範**があると思われる。
- ✓ その結果、若者の政治参加・女性参加が促進されているのではないか。

ノルウェーの計画制度についての所感

- ✓ 計画・建設法やガイドラインが定めるように**各主体が作成する計画の位置づけ・役割が明確**であり、国・県・市町村と上位計画から下位計画への流れが明確である。
- ✓ 政治形態がそうであるようにノルウェーの計画制度全般はトップダウンの色が実は強いが、**トップの計画作成の段階でボトムの見解を丁寧に拾いあげる**ため、トップダウンでありながらボトムアップの見解が反映されるというシステムがうまく機能しているように思われる。
- ✓ その結果、納得度・満足度が高い社会が構築されているのではないか。